

環境厚生常任委員会委員長報告

(R 3 . 3 . 2 2)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 4 1 号議案、国民健康保険条例の一部改正**については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準等を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 2 号議案、介護保険条例の一部改正**については、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料を改定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 3 号議案、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正**については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第44号議案、市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正**については、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合において、当該病院長がフルタイム会計年度任用職員であるときの給与の算定方法を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○税制改正に伴う亀岡市国民健康 保険条例の改正

国民健康保険条例の一部を改正する条例可決
(全員賛成)

税制改正に伴い、国民健康保険料算定において一定の給与所得者等が2人以上いる世帯では、保険料の軽減措置に該当しなくなる可能

性があることから保険料の減額対象となる所得基準を改正する。また税制改正において、租税特別措置法における低未利用土地に係る特別控除が新設されたことから、国民健康保険料の所得割算定方法を整備する。

○法改正等に伴う亀岡市介護保険 条例の改正

介護保険条例の一部を改正する条例可決
(全員賛成)

令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額をこれまでと同額とするほか、個人所得課税の見直しに伴い不利益が生じないよう改正する。これにより、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に令和5年度までの第8

期介護保険事業計画における保険料を第7期計画と同額に据え置く。また、保険料を負担能力に応じて12段階とし、第7段階から第9段階の合計所得金額の改正を行う。

【主な質疑】

答 所得段階の合計所得金額を一部引き上げることによって、保険料を引き下げるといったことか。
問 そのとおり。